

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 29 号）
の公布による。

立川市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

立川市職員退職手当支給条例（昭和26年立川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（<u>法第22条の2第1項、第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）に支給する退職手当について定めることを目的とする。 （勤続期間の計算） 第10条 ……略…… 2及び3 ……略…… 4 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、<u>他の地方公共団体に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の派遣職員として引き続いた在職期間</u>を通算する。この場合において、前3項の規定は、<u>派遣職員の在職期間の計算</u>について、これを準用する。	（目的） 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、一般職の職員（<u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。</u>以下「職員」という。）に支給する退職手当について定めることを目的とする。 （勤続期間の計算） 第10条 ……略…… 2及び3 ……略…… 4 第1項に規定する職員として引き続いた在職期間には、<u>次の各号によって計算した期間</u>を通算する。この場合において、前3項の規定は、<u>次の各号による在職期間の計算</u>について、これを準用する。 (1) 削除 (2) <u>他の地方公共団体に派遣された職員（以下「派遣職員」という。）の派遣職員として引き続いた在職期間</u> (3) 削除 (4) <u>立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）の適用を受ける職員（以下「非常勤職員」という。）が引き続いて職員となったときにおける非常勤職員として引き続いた在職期間のうち100分の80に相当する期間</u>

5～8	……略……	5～8	……略……
-----	-------	-----	-------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。